

防衛医科大学校達第11号

防衛医科大学校の善行褒賞に関する達を次のように定める。

昭和57年10月4日

防衛医科大学校長 加納保之

防衛医科大学校の善行褒賞に関する達

改正 昭和62年 6月20日達第7号
平成元年 5月29日達第4号
平成7年 3月31日達第1号
平成8年10月 1日達第10号
平成18年 3月31日達第3号
平成23年12月27日達第5号
平成24年 4月 6日達第1号
平成26年 4月 1日達第9号
平成28年 3月31日達第9号
令和5年 6月30日達第3号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛医科大学校に勤務する職員、医学科学生、看護科学生及び医学研究科学生（以下「職員等」という。）に善行（職務又は学業に基づかない模範的行為をいう。以下同じ。）があった場合、当該者を褒賞し、その行為を顕彰するため必要な事項を定めるものとする。

(善行褒賞権者)

第2条 善行褒賞権者は、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）とする。

(善行褒賞の基準)

第3条 善行褒賞は、次の各号に該当する場合に行うことができる。

- (1) 人命救助をした場合
- (2) 消火作業をした場合
- (3) 犯人逮捕に協力した場合
- (4) 社会事業に寄与した場合（慈善行為を含む。）
- (5) その他善行があった場合

(善行褒賞の上申)

第4条 善行褒賞の上申権者は、別表の左欄に掲げる者について、それぞれ右欄に掲げるものとする。

2 上申権者は、前条に定める各号の一に該当する事実を認めた場合には、次に掲げる事項を明らかにして、その都度、速やかに学校長に上申するものとする。

- (1) 職員等の所属、官職（階級）又は学年及び氏名
- (2) 善行の動機及び内容
- (3) 部内及び部外に与えた影響

(4) その他参考となる事項

附 則

この達は、昭和57年10月4日から施行する。

附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この達は、平成24年4月6日から施行する。

(防衛医科大学校の善行褒賞に関する達の一部改正)

第4条 防衛医科大学校の善行褒賞に関する達(昭和57年防衛医科大学校達第11号)の一部を次のとおり改正する。

平成26年3月31日までの間、別表に次の区分を加える。

看護学科設立準備室に勤務する者	看護学科設立準備室長
-----------------	------------

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

受賞者の区分	上申権者
事務局総務部及び企画部に勤務する者	当該各部長
医学教育研修センターに勤務する者及び医学教育開発官並びに医学研究科学生	医学教育研修センター長
学生部に勤務する者並びに医学科及び看護学科の学生	学生部長
医学教育部の教官及び自衛官	医学教育部長
図書館事務室に勤務する者	図書館長
病院事務部、各診療科及び中央診療施設として置かれる部又は室に勤務する者並びに病院の教官及び自衛官	副院長（管理・運営担当）
防衛医学研究センターに勤務する者	防衛医学研究センター長